

＜扶養控除申告書の様式＞

令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神田 税務署長	給与の支払者の名称（氏名） 〇〇〇〇 株式会社	フリガナ あなたの氏名 ヤマカワ タロウ あなたの名義 山川 太郎	あなたの生年月日 令和3年 1月 1日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 提出しない場合は、〇を付けしてください。
税務署長	給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6	あなたの税別 本人	
練馬 市区町村長	給与の支払者の所在地、住所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 郵便番号 176-0016 東京都練馬区栄町23-7	配偶者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	フリガナ 氏名	個人番号		住所又は居所	異動月日及び事由																														
		あなたとの続柄	生年月日																																
源泉控除対象配偶者 (注1)	ヤマカワ アキコ 山川 明子	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	2013.10.05	東京都練馬区栄町23-7																															
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平18.11以降生)	1 ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	子	2012.2.4	1 2 3 4 Kokuzei Street, ... USA																															
	2 ヤマカワ ジロウ 山川 二郎	子	2017.5.17	東京都練馬区栄町23-7																															
	3 ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	父	2018.5.8																																
	4																																		
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>扶養者</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> <th>寡婦</th> <th>ひとり親</th> <th>勤労学生</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	扶養者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生	一般の障害者				<input checked="" type="checkbox"/>				特別障害者								障害特別障害者								障害者又は勤労学生の内容はこの欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についての注意」が読み取れない。	異動月日及び事由 山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付
区分	扶養者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生																												
一般の障害者				<input checked="" type="checkbox"/>																															
特別障害者																																			
障害特別障害者																																			
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所	異動月日及び事由																													

◎住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。）

区分等	フリガナ 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	令和3年中の所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族 (平18.1.2以降生)	ヤマカワ サブロウ 山川 三郎	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	2007.7.5	東京都練馬区栄町23-7	0円	
2						円	
3						円	



◎この申告書は、あなたの給与についての扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要はありません。
 ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしき提出することができます。
 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」をお読みください。

＜基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書の様式＞

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ
	給与の支払者の番 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所 東京都練馬区栄町23-7
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	



基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
1. あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の項に記載してください。
2. 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

「フリガナ」 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の生年月日 53年 10月 5日
山 川 明 子	

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	
	950万円超 1,000万円以下 (C)	
	1,000万円超 2,400万円以下	
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,800万円以下	16万円

区分Ⅰ
A
基礎控除の額
480,000 円

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		400,000 円

判定
 48万円以下かつ年齢70歳以上 (37.11以前生) (①) 配偶者控除
 48万円以下かつ年齢70歳未満 (②) 配偶者特別控除
 48万円超95万円以下 (③) 配偶者特別控除
 95万円超133万円以下 (④) 配偶者特別控除

区分Ⅱ ② (配偶者特別控除)

配偶者控除の額
380,000 円

配偶者特別控除の額
0 円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ	区分Ⅱ											
	(1)	(2)	(3)	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※印の金額))								
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

摘要 配偶者控除 配偶者特別控除

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを行い、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することとし、残りは記載しません)。
なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いづれか1つの要件に対して、マークを付し記載することで差し支えありません。
○ 年末調整における所得金額調整控除の額については、給与の支払者が計算し、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	「フリガナ」 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 ヤマカワ ジロウ	生 記 の 書 の 籍 入 簿 号 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	生 記 の 書 の 生 年 月 日 17年 5月 17日	★特別障害者に該当する事実 扶養控除等申告書の上欄
	同一生計配偶者又は特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)					
	扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)					
	扶養親族が年齢20歳未満(平成11.12以前生) (右の★欄のみを記載)		山 川 二 郎		子	

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)を、その本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得がない場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

3-1

社会保険料控除

所得者本人が社会保険料を支払った場合や給与から天引きされた場合には、その社会保険料の全額が控除されます。

＜控除の対象となる社会保険料＞

健康保険料、雇用保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料及び厚生年金保険料 など

3-2

小規模企業共済等掛金控除

所得者本人が小規模企業共済等掛金を支払った場合や給与から天引きされた場合には、その年中に支払った掛金の全額が控除されます。

＜控除の対象となる小規模企業共済等掛金＞

独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約に基づいて支払った掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金）など

【保険料控除申告書への記載】

給与から天引きした社会保険料及び小規模企業共済等掛金については、申告書への記載は不要。

【証明書類の退出又は提示】

本人が直接支払った国民年金保険料及び小規模企業共済等掛金については、提出等が必要。

(令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書)

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧区分	あなたに本年中に支払った新保険料等の金額(分限を定めた新生命保険等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認
				氏名	あなたの氏名			
●●生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	旧	(a) 25,000 円	
××生命	養老	10年	〃	〃	〃	新	(a) 80,000 円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 25,000 円		Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	22,500 円	計(①+②) ③ 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 80,000 円		Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	45,000 円	④ 45,000 円
●●生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子	妻		(a) 80,000 円	
(a)の金額の合計額		C 80,000 円		Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	40,000 円	
●●生命	〇〇年金	30年	山川 太郎	山川 太郎	本人	旧	(a) 90,000 円	
××生命	〇〇年金	30年	〃	山川 太郎	〃	新	(a) 30,000 円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 90,000 円		Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	40,000 円	計(④+⑤) ⑥ 40,000 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 30,000 円		Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	27,500 円	⑦ 40,000 円
計算式Ⅰ(新保険料等)※		計算式Ⅱ(旧保険料等)※		生命保険料控除額計(③+⑥+⑦) (最高120,000円)		120,000 円		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円		
80,001円以上		一律に10,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

所得者が、生命保険契約等に基づく保険料等を支払った場合に控除を受けることができます。

＜控除額の計算＞

- ① 「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分します。
- ② 「一般の生命保険料」及び「個人年金保険料」は、「新生命保険料」と「旧生命保険料」に区分しそれぞれで合計します。
- ③ それぞれの区分ごとに、計算式に基づいて控除額を計算し、所定の方法により合計額を算出します(最高12万円)。

【証明書の添付又は提示】

旧生命保険料については、一契約9,000円以下のものは提出等が不要。それ以外は提出が必要。保険会社等が発行した電子的控除証明書等に係る電磁的記録印刷書面でも可能。

(令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書)

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名 あなたの氏名 あなたの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
	××火災	地震(建物)	5年	山川 太郎	本人	地震 旧長期	42,000 円
▲▲火災	積立傷害	20年	山川 太郎	本人	地震 旧長期	14,800 円	
①のうち地震保険料の金額の合計額						② 42,000 円	
①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						③ 14,800 円	
地震保険料控除額	$\left(\begin{array}{l} \text{②の金額} \\ \text{42,000 円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{③の金額(③の金額が} \\ \text{10,000円を超える場合は、} \\ \text{③} \times 1/2 + 5,000 \text{円)} \text{ ※} \end{array} \right)$					$\left(\begin{array}{l} \text{最高50,000円} \\ \text{12,400 円} \end{array} \right)$	
						=	$\left(\begin{array}{l} \text{最高50,000円} \\ \text{50,000 円} \end{array} \right)$

所得者が、損害保険契約等に係る地震保険料を支払った場合に控除を受けることができます。

【経過措置】

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、これら旧長期損害保険料のうち一定の金額については控除を受けることができます。

【証明書の添付又は提示】

保険料の金額の多少に関係なく提出等が必要。

保険会社等が発行した電子的控除証明書等に係る電磁的記録印刷書面でも可能。

【扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書及び基礎控除申告書の内容確認に当たって】
控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、**年末調整を行う日の現況**

- ① **合計所得金額**の判定は、**年末調整を行う日の現況により見積もった本年1月1日から12月31日までの合計所得金額**
- ② **年齢**の判定は、**本年12月31日（所得者本人やその親族が年の中途で死亡したり、所得者本人が年の中途で出国して非居住者となる場合には、その死亡又は出国の時）の現況**

「合計所得金額」とは、1年間の各種所得金額の合計金額になります。

例えば、合計所得金額が48万円以下の場合

給与所得だけの場合・・・給与の収入金額が103万円以下

公的年金だけの場合・・・（年齢が65歳以上の人）公的年金の収入金額が158万円以下

（年齢が65歳未満の人）公的年金の収入金額が108万円以下